

質疑	回答
要綱p4 第2-2-(4) 土地売買契約締結前に土壌汚染や地下埋設物等の調査等を行い、契約判断の一助とさせていただくことは可能でしょうか。仮に可能であれば、調査方法についてお考えがありましたらお示しいただけますでしょうか。（極力地盤を荒らさない、レーダーを使用する等）	土壌汚染や地下埋設物等の調査が行えるのは、土地引き渡し以後となるため、土地売買契約締結前には実施できません。
企画提案書の内容は、現段階の基本的な計画の方針を示すものであり、選定後の基本設計、実施設計、および関係各所との調整を通して、配置計画や建物形状等を調整・変更していくことが可能であるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、企画提案書の内容から大きく逸脱する変更は認めません。
本敷地に隣接する北西の駐車場、北東の土地について、今後の開発の方針がございましたら、建物の計画・規模・用途等の検討材料としたいため、ご教示いただけますでしょうか。	北西の駐車場（第33街区第2号画地）は民有地のため、市では今後の開発の方針を把握していません。 北東の土地（第34街区5号画地）については、昨年度に用途指定をしたうえで市有地売り払いを行っているため、店舗敷地又は飲食店敷地として利用される予定です。
様式3 実績調書を記載するにあたり、都市機能増進施設の解釈として、都市再生特別措置法の「その他都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」には、集合住宅・長屋は含まると解釈してよろしいでしょうか。不可の場合、実績調書に集合住宅・長屋の実績を記載することはできないという理解になりますでしょうか。	集合住宅・長屋は都市機能増進施設に含まれないため、実績調書の記載対象とはなりません。